日高市国際交流協会会則

（名称）

第１条　この会は、日高市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第２条　この協会は、市民が主体となって、身近な生活の場における国際交流を幅広く推進することにより、異文化の相互理解を深めるとともに友好親善を図り、もって日高市の国際化を推進することを目的とする。

（活動）

第３条　協会は、次に掲げる活動を行う。

(1)　国際交流を目的とする事業の計画及び開催

(2)　国際交流に関する情報の収集及び提供

(3)　国際交流に関する意識の啓発及び普及

(4)　国際交流活動への援助及び協力

(5)　在住外国人等に対する支援

(6)　前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第４条　協会は次に掲げる者をもって組織する。

(1)　正会員　第２条の目的に賛同し、協会の運営及び事業に参画するために入会した個人、団体及び法人

(2)　賛助会員　第２条の目的に賛同し、協会の運営及び事業の実施を賛助するために入会した個人、団体及び法人

（入会又は退会）

第５条　会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出し、次条の表に掲げる会費を納入した日から正会員または賛助会員の資格を有する。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退会させることができる。

(1)　会員が退会を申し出た場合

(2)　会費を１年以上にわたり納入しない場合

(3)　会員に対する宗教的、政治的な活動への勧誘等、協会の秩序を乱す恐れのある行為及び社会の公序良俗に反する行為等協会の名誉を著しく傷つける行為のあった場合で、理事会の議決を経た場合

３　団体及び法人の会員は、その代表者又は代表者が指名する者に限り、会員の権利を有する。

（会費）

第６条　会員は、次の表の区分に従い会費を納めるものとする。

正会員	個　人	２，０００円
	団　体	１口　５，０００円
	法　人	１口　１０，０００円
賛助会員	個　人	２，０００円
	団　体	１口　５，０００円
	法　人	１口　１０，０００円

２　前項の規定にかかわらず、会員が学生及び外国籍住民等である場合には、会費の納入を免除することができる。
３　退会による会費の返還は、行わない。
（役員）
第７条　協会に次の役員を置く。
(1)　会　　長　　１名
(2)　副 会 長　　２名
(3)　理　　事　　若干名
(4)　会　　計　　２名
(5)　監　　事　　２名
２　会長、副会長は、理事の互選により選出し、理事、会計、及び監事は、会員の中から選出するものとする。
３　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の職務）
第８条　役員の職務は、次のとおりとする。
(1)　会長は、協会を代表し、会務を総括する。
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(3)　理事は、事業等の企画、運営にあたる。
(4)　会計は、協会の会計事務を処理する。
(5)　監事は、会計を監査する。
（名誉会長）
第９条　協会に名誉会長を置くことができる。
２　名誉会長は、日高市長をもってこれに充てる。
（顧問）
第１０条　協会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。
（相談役）
第１１条　協会に相談役を置くことができる。
２　相談役は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。
（会議）
第１２条　協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が各会議の議長となる。
（総会）
第１３条　総会は、会員をもって構成し、年一回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
２　総会に付議する事項は、次のとおりとする。
(1)　予算及び決算に関すること。
(2)　事業計画及び事業報告に関すること。
(3)　会則の改正に関すること。
(4)　役員の選任に関すること。
(5)　その他会長が必要と認めた事項
３　総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない

理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。ただし、この場合には、次期総会に報告しなければならない。

４　総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（理事会）

第１４条　理事会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成し、会長が随時招集する。

２　理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1)　総会に付議する事項

(2)　部会の設置に関する事項

(3)　会務の執行に関する重要事項

(4)　その他会長が必要と認める事項

３　会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外の者の出席を求めることができる。

（運営委員会）

第１５条　協会に運営委員会を置く。

２　運営委員会は、次年度以降の事業実施計画、予算編成等を検討するとともに、次条に掲げる部会が実施する事業を調整し、協会全体で取り組む体制を整える。

３　運営委員会は、会長が主宰し、次条に定める部会の部会長、副部会長及び会長が指名した者で構成する。

（部会）

第１６条　協会に、協会の事業を推進するため部会を設けることができる。

２　部会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管にもとづき、企画立案及び実施にあたる。

３　部会に、部会長及び副部会長を置く。

４　部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

５　部会に関する事項は、別に定める。

（経費）

第１７条　協会の経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第１８条　協会の事業年度は、毎年４月１日から、翌年３月３１日までとする。

（事務局）

第１９条　協会の事務局は、日高市役所内に置く。

２　協会には、事務局長を置くことができる。

（その他）

第２０条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成１０年３月８日から施行する。

（特例）
２　第７条第３項の規定にかかわらず、協会の設立当初の役員の任期は、平成１１年度の協会の総会までとする。ただし、再任は妨げない。
附　則
（施行期日）
この会則は、平成１１年５月９日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、平成１４年５月１２日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、平成１６年５月９日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、平成２２年５月９日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、平成２５年５月１２日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、令和４年５月１５日から施行する。
附　則
（施行期日）
この会則は、令和７年５月１１日から施行する。